(川崎工場 本→0789)

1164

起票者 690898 劉 剣一祥 所 属 002986 FSW) モダナイ 伝票ID JKKS32-920JU4439792-9180 起票日 2020/11/12

事業所 本社 連絡先

メール

03-6712-3671

liu-jianyixiang@jp.fujitsu.com

## 2020年分扶養控除 • 配偶者特別控除申告 送付状

伝 票

容

内 別居している扶養家族

劉慧

童 偉栄

◆本人または扶養家族の障がい区分(普通障がい,特別障がい)が変更された場合は申告内容の確認 を行うため、公的機関の証明書等の写しの提出をお願いします。

## [公的機関証明書の例]

- ・身体障害者手帳、愛の手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 等 ※該当者の氏名、該当者の障害等級、手帳の名称、手帳の番号が記載されている箇所の写し を提出ください。
- ◆日本国内で別居している扶養家族(配偶者・子を除く)がいる場合、扶養の事実を証明する書類 (送金証明書等)の提出が必要となります。

## 「送金証明書の例〕

- ・振込依頼書の写し等で送金の事実が確認できる書類
  - ※直接現金を渡しているため、特に証明できるものが無い場合は、扶養されている旨の申出書 を一筆書いていただきます。

必要事項:扶養者の署名、印、送金者名(従業員本人の名前)、送金額、受取日

◆日本国外で別居している扶養家族(配偶者・子を含む)がいる場合、扶養の事実を証明する書類 (親族関係書類および送金関係書類)の提出が必要となります。 なお、その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文の提出も必要となります。

「親族関係書類」― 国外居住親族が居住者の親族であることを証明するものをいいます。

- ①戸籍の附票の写しやその他の国又は地方公共団体が発行した書類、および国外居住親族の パスポートの写し
- ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類 (国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります)
- [送金関係書類] その年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払いを必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。 (国外居住親族が複数名いる場合はそれぞれに書類が必要となります。)
- ①金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族 に支払をしたことを明らかにする書類
- ②クレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類